

はじめに

中央教育審議会は、基本問題部会が2003年3月3日に提出した最終答申素案を踏まえて、同月20日に教育基本法「改正」を求めた答申を文部科学相に提出した。2002年11月14日の中間報告について、教育学関連学会が共同公開シンポジウム（同年12月7日）を開催するなどして、検討を重ねた上で、2003年3月4日教育学関連25学会会長名で、「教育基本法の見直しに対する要望」を文科相と中教審会長あてに出している。そこで指摘された問題点「国民的合意の欠如」「審議手続の不備」「審議の低調さや偏り」「審議内容への疑問や懸念」は、答申でも基本的に解決されないままである。

基本問題部会は、教育基本法を議論するために開かれた28回のうち、5回以上出席した委員が過半数に達しなかったといわれるので（『朝日新聞』2003年3月21日）、まさに審議の低調さは免れない。結局答申は、官僚主導ということになるわけである。答申は、「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から」、教育基本法「改正」の必要を説き、教育の基本理念に「国を愛する心」「日本の伝統・文化の尊重」を入れている。これは、思想・信条の自由を侵害するおそれがあるものである。本来教育の目的・内容は、法律で規定すべきものでないという見解（山住正己）もあるが、規定するにしても必要最小限にとどめるべきものである。現在の教育基本法は、戦前教育の根幹を規定していた教育勅語を排除するためのものという趣旨もあり、内容的にも人類史の遺産ともいえるもの（宗像誠也）であり、これを否定することは人類の発展を否定することにつながるといえよう。答申自身も、現行教育基本法の「個人の尊厳」「人格の完成」などの「理念は、憲法の精神に則った普遍的なものとして今後も大切にしていく」としているのである。教育基本法には、これ以上のことを規定すべきではない。その上問題であるのは、教育に対する「不当な支配」を禁止している10条に、教育内容全般について政府が指示する「教育振興基本計画」策定の根拠を規定していることである。政府による教育への「不当な支配」を、合法化しようとするものなのである。「改正」案は、教育基本法の根本的変質をねらうものであるといわざるをえない。

また、2003年2月28日には、国立大学法人法案が閣議決定されている。法案の内容は、従来から指摘されてきた問題はそのまま引き継いでいるといってよい。その上法案がまだ成立していないのに、文科省の行政指導により、成立を前提にして、各大学で対応の作業が進められているのである。「業績のための競争」の事態は、全国的にも、本学のなかでもすでに進行しつつあるといってよい。政府による「21世紀COE」に選ばれた研究には、多くの予算が与えられることになっている。「中期目標」は文科省が定めることになっているが、予想した「中期目標」を前提にした「中期計画」づくりが、本学全体でも、各部局でも行われている。総長選

考についても、法人化後をにらみ、暫定措置が検討されつつある。すなわち、現総長の任期は、2004年3月31日であるので、次期総長選考は、2003年10月までに終える必要があるからである。いろいろの案が検討されつつあるが、形式上では例えば、①評議会において調査委員会の設置→②候補者リストの作成→③ロングリスト確定→④調査委員会による候補者絞込（運営諮詢会議の意見の反映）→⑤ショートリスト確定→⑥評議会での最終候補者の決定、となり、意向聴取は③④または⑥それぞれの前に考えられている。意向聴取の対象を限定するか否かも、検討されており、また現行総長選考規程と暫定措置との整合性の問題も検討されている。やはり暫定措置も、「大学の自治」に合致したものにすべきであろう。「学問の自由」の制度的保障としての「大学の自治」に基づく大学運営の在り方を、国民と共に今後ともあくまで追求していくことは、大学人に課せられた課題であろう。

なお、本学では、2002年4月から教養教育院が動き出し、全学教育の検討が進み、2003年4月から新しいカリキュラムの下に基礎教育、教養教育の新しい体制ができたことは、注目すべきことである。

さて、本12号の最初の執筆者松原信継は、愛知県立鳴海高等学校教諭であると同時に、本研究科博士課程後期課程1年である（2003年3月現在）。大場誠は、2001年度静岡県教育委員会派遣の教員研究生で、静岡県立浜松西高等学校教諭である（2002年3月現在）。また、教育基本法改正問題が重要な段階に至っている折りから、本号でも井深雄二名古屋工業大学助教授と大橋基博造形短期大学教授（いずれも本研究室出身）に、同問題について執筆してもらった。

（榎 達雄）